

平成27年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

地方公共団体コード	1	0	3	4	5	4 ⁶
表番号・行番号	7	0	0	0	0	0 ¹¹
市町村判別 コード	特定市・・・1	12				
	特定市以外の市町村・2					
団体区分コード	13					3 ¹⁶

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード					表番号	
1	0	3	4	5	4	7 6 9 ⁸

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分 個人・法人の別	行番号	(1)	(2)	(3)
		総数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)
個人	9 0 1 0	12 47	21 13	30 34
法人	0 2 0	432	197	235
合計	0 3 0	479	210	269

地方公共団体コード				表番号			
1	0	3	4	5	4	7	0

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 1,801,043	25 1,801,043	38	51 1,801,043
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	4,115,478	3,922,179	386,970	3,535,209
	船 舶	0 3 0		0		
	航 空 機	0 4 0		0		
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	67,154	67,154		67,154
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	1,217,721	1,212,138	11,166	1,200,972
	小 計 (ハ)	0 7 0	7,201,396	7,002,514	398,136	6,604,378
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	4,413,890	3,539,299		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	56,477	30,065		
	小 計 (ニ)	1 0 0	4,470,367	3,569,364		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1 1 0				
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1 2 0	11,671,763	10,571,878		
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		10,571,878		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	1

第71表 償却資産の価格等に関する調（個人分）

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

種類	行番号	(1) 決定価格 (千円)	(2) 課税標準額 (千円)	(3) 課税標準額の内訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 134,549	25 134,549	38 134,549	51 134,549
	機械及び装置	0 2 0	195,768	134,559	122,419	12,140
	船舶	0 3 0		0		
	航空機	0 4 0		0		
	車両及び運搬具	0 5 0	3,038	3,038		3,038
	工具、器具及び備品	0 6 0	18,941	18,941		18,941
	小計(ハ)	0 7 0	352,296	291,087	122,419	168,668
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0				
	小計(ニ)	1 0 0	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計(ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	352,296	291,087			
同内 上訳	市町村分の額	1 3 0		291,087		
	道府県分の額	1 4 0				

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	2

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 1,666,494	25 1,666,494	38 1,666,494	51 63 1,666,494
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	3,919,710	3,787,620	264,551	3,523,069
	船 舶	0 3 0		0		
	航 空 機	0 4 0		0		
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	64,116	64,116		64,116
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	1,198,780	1,193,197	11,166	1,182,031
	小 計 (ハ)	0 7 0	6,849,100	6,711,427	275,717	6,435,710
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	4,413,890	3,539,299		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	56,477	30,065		
	小 計 (ニ)	1 0 0	4,470,367	3,569,364		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	11,319,467	10,280,791			
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		10,280,791		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調
(法第349条の3関係)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	(5) 決 定 価 格		(6) 課 税 標 準 (B)		(8) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
		(A) (千円)		(B)	(C)		(A) (千円)		(B)	(C)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第1項 (送電用資産・電気事業用)	9	12	25	27	29	42	55	57	59	71
		0	1	0	1	3			2	3	
	(変電所・電気事業用)	0	2	0	3	4			3	5	
	第2項 (新線構築物)	0	3	0	1	3			2	3	
	(新線立体交差化施設)	0	4	0	1	6			1	3	
	第3項 (ガス事業用資産)	0	5	0	1	3			2	3	
	第4項 (農業協同組合等共同利用設備)	0	6	0	1	2					
	第5項 (外航船舶)	0	7	0	1	6					
	(準外航船舶)	0	8	0	1	4					
	第6項 (内航船舶)	0	9	0	1	2					
	第7項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑥との連乗後))	1	0	0	1	6					
	第8項 (国際路線用航空機)	1	1	0	1	5			2	15	
		1	2	0	1	10					
	第9項 (離島路線用航空機)	1	3	0	1	3			2	3	
	(小型離島航空機)	1	4	0	1	4					
	第10項 (日本放送協会)	1	5	0	1	2					
	第11項 (日本原子力開発機構)	1	6	0	1	3			2	3	
	第13項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	1	7	0	1	6			1	3	
	第14項 ①(青函・本四 鉄道施設)	1	8	0	1	6					
②(青函・本四 新線構築物)	1	9	0	1	18			1	9		
③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2	0	0	1	36			1	18		
④(青函・本四 変・送電用資産)	2	1	0	1	8			1	10		
第15項 (河川事業鉄軌道用資産)	2	2	0	1	6			1	3		
	2	3	0	2	3			5	6		
第16項 (宇宙航空研究開発機構)	2	4	0	1	3			2	3		
第17項 (海洋研究開発機構)	2	5	0	1	3			2	3		
第18項 (熱供給事業用資産)	2	6	0	1	3			2	3		
第19項 (水資源機構)	2	7	0	1	2			3	4		

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調
(法第349条の3関係つづき)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)		(7)	(8)	
		決 定 価 格	課 税 標 準 (B)		課 税 標 準 額	決 定 価 格	課 税 標 準 (B)	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額			
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C)	(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C)	(A) × (B) (C)	(D)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第20項①(特定地方交通線)	9	12	25	27	29	42	55	57	59	71	
		2	8	0	1	4						
	②(新線構築物)	2	9	0	1	12		1	6			
	③(新線立体交差化施設)	3	0	0	1	24		1	12			
	④(河川事業鉄軌道用資産)	3	1	0	1	24		1	12			
		3	2	0	1	6		5	24			
	⑤(変・送電用資産)	3	3	0	3	16		3	20			
	第21項(新エネルギー・産業技術総合開発機構)	3	4	0	1	3		2	3			
	第22項(科学技術振興機構)	3	5	0	1	2						
	第24項(関西国際空港㈱)	3	6	0	1	2						
	第25項(特定鉄道路線構築物)	3	7	0	1	4		1	2			
	第26項(信用協同組合等)	3	8	0	3	5						
	第27項(変・送電用資産(鉄道事業用))	3	9	0	3	4		3	5			
	第28項(中部国際空港㈱)	4	0	0	1	2						
	第29項(外国貿易用コンテナ)	4	1	0	4	5						
	第30項(家庭的保育事業)	4	2	0	1	2						
第31項(居宅訪問型保育事業)	4	3	0	1	2							
第32項(事業所内保育事業)	4	4	0	1	2							
第33項(認定生活困窮者就労訓練事業)	4	5	0	1	2							
第34項(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	4	6	0	1	3		2	3				

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調
(法第349条の3関係つづき)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B) の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)		(5) 決 定 価 格 (A) (千円)		(6) 課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)		(7) (B) (C)		(8) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)		
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第13項 (立体交差化施設)	4	7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧第18項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	4	8	0	2	3					4	5						
	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	4	9	0	1	2												
	旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)	5	0	0	1	3												
	旧第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	5	1	0	1	3					2	3						
		5	2	0	1	6												
	旧第25項 (日本電気計器検定所)	5	3	0	1	3					1	6						
		5	4	0	1	2												
	旧第26項 (日本消防検定協会)	5	5	0	1	3					1	6						
		5	6	0	1	2												
	旧第27項 (小型船舶検査機構)	5	7	0	1	3					1	6						
		5	8	0	1	2												
	旧第28項 (軽自動車検査協会)	5	9	0	1	3					1	6						
		6	0	0	1	2												
	旧第30項 (情報通信研究機構)	6	1	0	1	3					2	3						
	旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	6	2	0	1	6					1	3						
	旧第32項 (高压ガス保安協会)	6	3	0	1	3					1	6						
		6	4	0	1	2												
	旧第32項 (自動車安全運転センター)	6	5	0	1	6					1	3						
	旧第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	6	6	0	1	2												
旧第34項 (有線放送電話業務用資産)	6	7	0	1	6					1	2							
	6	8	0	2	3													
合 計	6	9	0	0	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法附則第15条関係)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B)		(3) 課 税 標 準 の 特 例 率 (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C)		(5) 決 定 価 格		(6) 課 税 標 準 (B)		(7) 課 税 標 準 の 特 例 率 (C)		(8) 課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C)		
		(A) (千円)		(B)	(C)	(C) (千円)		(A) (千円)		(B)	(C)	(C) (千円)						
		9	12	25	27	29	42	55	57	59	71							
法 附 則	第 1 項 (倉庫等)	0 1 0		1	2							3	4					
		0 2 0		7	8													
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0 3 0		1	6								1	3				
		0 4 0		2	3								1	2				
		0 5 0		3	4													
		1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 6 0		-	-												
		2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 7 0		-	-												
		3号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 8 0		-	-												
		6号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 9 0		-	-												
	第 3 項 (国内路線用航空機)	1 0 0		2	3								2	5				
1 1 0			3	8								1	4					
第 5 項	(沖縄電力(株))	1 2 0		2	3													
	(沖縄電力(株) 変・送電用資産)	1 3 0		2	9							4	9					
		1 4 0		2	5							1	2					
第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	1 5 0		2	3														
第 7 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	1 6 0		1	2								3	5					
第 8 項 (雨水貯留浸透施設)		1 7 0		1	2							2	3					
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 8 0		-	-													
第 11 項 (低公害車燃料等供給施設)	1 9 0		2	3														
第 12 項 (国際船舶)	2 0 0		1	18														
第 13 項	①(特定鉄道事業譲受資産)	2 1 0		1	2													
	②(新線構築物)	2 2 0		1	6							1	3					
	③(立体交差化施設)	2 3 0		1	12							1	6					
	④(河川事業鉄軌道用資産)	2 4 0		1	12							1	6					
		2 5 0		1	3							5	12					
	⑤(変・送電用資産)	2 6 0		3	8							3	10					

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)		(3) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)		(4) 決 定 価 格 (A) (千円)		(5) 課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)		(6) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
		(A)	(千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (D)	(C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (D)	(C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	第14項（鉄道車両安全向上設備）	9	12	25	27	29	42	55	57	59	71		
		2	7	0	1	2							
		2	8	0	1	3							
	第15項（低床車両）	2	9	0	1	4			1	3			
	第16項（新造車両）	3	0	0	1	2			2	3			
		3	1	0	3	5							
	第17項（PFI公共施設）	3	2	0	1	2							
	第18項（都市利便施設）	3	3	0	1	2			3	5			
	（都市再生緊急整備地域） （地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	3	4	0	-	-							
	（特定都市再生緊急整備地域） （地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	3	5	0	-	-							
	第19項（成田国際空港線）	3	6	0	5	6							
	第20項（国立大学校舎）	3	7	0	1	2							
	第21項（都市鉄道利便増進施設）	3	8	0	2	3							
	第22項（外貨埠頭公社の民営化に係る承継特例）	3	9	0	1	2			3	5			
	第23項（日本郵政公社の民営化に係る承継特例）	4	0	0	3	5							
	第24項（鉄道事業再構築事業）	4	1	0	1	4							
	第25項（バイオ燃料製造設備）	4	2	0	1	2							
	第27項（特定特殊自動車）	4	3	0	3	5			1	2			
	第28項（国際戦略港湾等の荷さばき施設等）	4	4	0	1	2			2	3			
	第29項（津波対策に資する港湾施設等）	4	5	0	1	2							
	第31項（津波避難施設等）	4	6	0	1	2							
（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	4	7	0	-	-								
第32項（移動等円滑化のための設備）	4	8	0	2	3								
第33項（再生可能エネルギー発電設備）	4	9	0	596,275	2	3	397,517						
第34項（熱電併給型動力発生装置）	5	0	0	5	6								
第35項（鉄道耐震補強設備）	5	1	0	2	3								
第37項（特定貨物取扱埠頭の港湾施設）	5	2	0	2	3								
第38項（放送ネットワーク災害対策用設備）	5	3	0	3	4								
第39項（浸水防止用設備） （地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	5	4	0	-	-								
第40項（ノンフロン製品） （地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	5	5	0	-	-								
第41項（国家戦略特区）	5	6	0	1	2								
第42項（認定誘導事業により取得した公共施設等）	5	7	0	4	5								
第43項（特別特定技術基準施設の耐震化）	5	8	0	2	3								
合 計	5	9	0	596,275	-	-	397,517	0	-	-	0		

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（2）
（法附則第15条関係つき）

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)		(7)	(8)
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B)	課 税 標 準 (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)	決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B)	課 税 標 準 (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	旧第3項（公害防止設備）	9	12	25	27	29	42	55	57	59	71
		0 1 0		1	3			2	3		
		0 2 0		1	2			3	4		
	旧第5項（公共危害防止構築物）	0 3 0		1	3			1	2		
		0 4 0		3	5						
	旧第6項（公害防止優良更新施設）	0 5 0		1	2			2	3		
	旧第6項（緑化施設）	0 6 0		1	2			1	3		
	旧第7項（産業廃棄物焼却施設等）	0 7 0		2	3			5	6		
	旧第7項（鉄道駅の耐震補強工事）	0 8 0		2	3						
	旧第8項（廃棄物再生処理用機械設備）	0 9 0		4	5			5	6		
	旧第8項（高度テレビジョン放送施設）	1 0 0		3	4			4	5		
		1 1 0		1	2						
	旧第12項（鉄道駅総合改善事業）	1 2 0		3	4						
	旧第14項（旧国際電信電話株）	1 3 0		3	5			1	2		
	旧第15項（地方卸売市場）	1 4 0		4	5			3	4		
		1 5 0		2	3						
	旧第15項（広帯域加入者網構築設備）	1 6 0		2	3			4	5		
旧第16項（有線テレビジョン放送施設）	1 7 0		4	5							
旧第17項	①（立体交差化施設）	1 8 0		1	6						
	②（旧交納付金法附則第19項）	1 9 0		-	-						
	③（旧交納付金法附則第20項）	2 0 0		-	-						

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（2）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	行番号	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)		(7)	(8)
		決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B)	の特例率 (C)	課税標準額 (A) × (B) (C) (千円)	決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B)	の特例率 (C)	課税標準額 (A) × (B) (C) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	旧第18項（家畜排せつ物管理施設）	2 1 0	25	2	3	29	42	55	3	4	71
	旧第19項（指定法人等の大規模外貿埠頭）	2 2 0		1	2						
	旧第20項（水力発電施設の魚道）	2 3 0		2	3						
	旧第20項（電気通信信頼性向上設備）	2 4 0	743	5	6	619					
	旧第20項（貨物鉄道に対する貸付資産）	2 5 0		1	3			2	3		
		2 6 0		1	2						
	旧第20項（スーパー中核港湾）	2 7 0		1	2						
	旧第21項（共同研究施設）	2 8 0		3	4						
	旧第26項（バリアフリー化改良工事）	2 9 0		2	3						
	旧第27項（指定会社等の特定用途港湾施設）	3 0 0		1	2						
	旧第28項（鉄道事業用駅等大規模改良工事）	3 1 0		3	4						
	旧第29項（旧交納付金法附則第17項）	3 2 0		-	-						
	旧第29項（公共アプリ導入促進設備）	3 3 0		3	4						
	旧第34項（事業用太陽光発電設備）	3 4 0		2	3						
	旧第36項（公共荷さばき施設）	3 5 0		1	2						
	旧第37項（一般廃棄物処理施設）	3 6 0		1	2			1	4		
	旧第37項（次世代通信網構築設備）	3 7 0		3	4			4	5		
旧第39項（テレワーク電気通信設備）	3 8 0		2	3							
旧第54項（鉄道再生事業）	3 9 0		1	4							
合計	4 0 0	743	-	-	619	0	-	-	-	0	

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B)		(3) 課 税 標 準 額		(4) 決 定 価 格		(5) 課 税 標 準 (B)		(6) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)		の 特 例 率 (C)		(A) × (B) (D)		(A) (千円)		の 特 例 率 (C)		(A) × (B) (D)	
		(B)	(C)	(C)	(D)	(A)	(B)	(C)	(C)	(D)			
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 1 項 ①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	0	1	0	1	3							
三 島 特 例 三 条 の 各 項 と 法 第 三 百 の 四 連 九	①(三島特例)	0	2	0	1	2							
	②(新線構築物)	0	3	0	1	6				1	3		
	③(新線立体交差化施設)	0	4	0	1	12				1	6		
	④(新造車両)	0	5	0	1	4				1	3		
	⑤(新幹線鉄軌道用資産)	0	6	0	1	12				1	6		
	⑥(青函・本四 鉄道施設)	0	7	0	1	12							
	⑦(青函・本四 新線構築物)	0	8	0	1	36				1	18		
	⑧(青函・本四 新線立体交差化)	0	9	0	1	72				1	36		
	⑨(青函・本四 変・送電用資産)	1	0	0	1	16				1	20		
	⑩(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1	1	0	1	6				1	3		
		1	2	0	1	12				5	12		
	⑪(車庫構築物・立体交差化施設)	1	3	0	1	6							
	⑫(変・送電用資産)	1	4	0	3	10				3	8		
⑬(鉄道耐震補強設備)	1	5	0	1	3								
法 附 則 第 十 三 条 の 三	①(承継特例)	1	6	0	3	5							
承 と 旧 金 連 三 交 法 特 島 納 と 乗 例 ・ 付 の	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	1	7	0	-	-							
	③(三島特例)	1	8	0	3	10							
	④(三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	1	9	0	-	-							
	旧 第 2 項 (基盤整備事業)	2	0	0	-	-							
旧 法 附 則 第 十 六 条 の 二	旧 第 2 項 (三宅村特例)	2	1	0	1	2							
	旧 第 5 項 (能登半島地震特例)	2	2	0	1	2							
	旧 第 7 項 (新潟県中越沖地震特例)	2	3	0	1	2							
	旧 第 11 項 (立体交差化施設)	2	4	0	1	3							
合 計	2	5	0	0	-	0	0	-	-	0	-	0	

地方公共団体コード				表番号			
1	0	3	4	5	4	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調
(法附則第56条, 法附則第56条の2)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区	分	行番号	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)		(7)	(8)	
			決定価格	課税標準 (B)		課税標準額	決定価格	課税標準 (B)		課税標準額			
			(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (D) (C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (D) (C) (千円)			
法附則第五十六条	第12項 (東日本大震災・津波被災)	0 1 0		1	2								
	第15項 (東日本大震災・居住困難区域)	0 2 0		1	2								
法附則第五十六条の二	第3項 ①(被災代替鉄道施設等)	0 3 0		2	3								
	法則五六と連附第十条の乗	0 4 0		1	3								
	第4項	①(被災特定地方交通線)	0 5 0		1	4							
		②(新線構築物)	0 6 0		1	12		1	6				
		③(新線立体交差化施設)	0 7 0		1	24		1	12				
		④(河川事業鉄軌道用資産)	0 8 0		1	24		1	12				
			0 9 0		1	6		5	24				
⑤(変・送電用資産)	1 0 0		3	20									
合計		1 1 0	0	-	-	0	0	-	-	0			

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8

第78表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	210	91,865	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	5	7,736	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	6	9,990	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	2	3,489	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	7	13,033	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	5	9,858	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	18	40,275	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	17	47,253	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	96	526,620	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	46	631,019	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	20	483,919	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	28	1,529,057	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	19	7,269,629	
計		9 1 4 0	479	10,663,743	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	8	3,539,310
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	1	30,065
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0			

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)
150万円未満のもの		9 0 1 0	13	5,754
150万以上160万円未満のもの		9 0 2 0	1	1,535
160万以上170万円未満のもの		9 0 3 0		
170万以上180万円未満のもの		9 0 4 0		
180万以上190万円未満のもの		9 0 5 0		
190万以上200万円未満のもの		9 0 6 0		
200万以上250万円未満のもの		9 0 7 0	1	2,163
250万以上300万円未満のもの		9 0 8 0	2	5,404
300万以上1,000万円未満のもの		9 0 9 0	15	89,164
1,000万以上2,000万円未満のもの		9 1 0 0	15	192,821
2,000万以上3,000万円未満のもの		9 1 1 0		
3,000万以上1億円未満のもの		9 1 2 0		
1億円以上のもの		9 1 3 0		
計		9 1 4 0	47	296,841
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分	9 1 5 0	
		知事配分分	9 1 6 0	
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0		

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（法人分）

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)	
150万円未満のもの		9010	197	86,111	
150万以上160万円未満のもの		9020	4	6,201	
160万以上170万円未満のもの		9030	6	9,990	
170万以上180万円未満のもの		9040	2	3,489	
180万以上190万円未満のもの		9050	7	13,033	
190万以上200万円未満のもの		9060	5	9,858	
200万以上250万円未満のもの		9070	17	38,112	
250万以上300万円未満のもの		9080	15	41,849	
300万以上1,000万円未満のもの		9090	81	437,456	
1,000万以上2,000万円未満のもの		9100	31	438,198	
2,000万以上3,000万円未満のもの		9110	20	483,919	
3,000万以上1億円未満のもの		9120	28	1,529,057	
1億円以上のもの		9130	19	7,269,629	
計		9140	432	10,366,902	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9150	8	3,539,310
		知事配分	9160	1	30,065
	法 第 743 条 関 係	9170			

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	9

第99表 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に関する調
（法附則第15条関係（再掲））

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)		(7)	(8)	
		決 定 価 格 (A) (千円)	条 例 で 定 め る 割 合 (B)	(C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	決 定 価 格 (A) (千円)	参 酌 基 準 (B) (C)	(B)	(C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)		
法附則第15条第2項第1号（公共の危害防止施設等）	0 1 0		1	3		0	1	3	0			
法附則第15条第2項第2号（公共の危害防止施設等）	0 2 0		1	2		0	1	2	0			
法附則第15条第2項第3号（公共の危害防止施設等）	0 3 0		1	2		0	1	2	0			
法附則第15条第2項第6号（公共の危害防止施設等）	0 4 0		3	4		0	3	4	0			
法 附 則 第 15 条 第 8 項（雨水貯留浸透施設）	0 5 0					0	2	3	0			
法附則第15条第18項	(都市利便施設 都市再生緊急整備地域)	0 6 0				0	3	5	0			
	(都市利便施設 特定都市再生緊急整備地域)	0 7 0				0	1	2	0			
法 附 則 第 15 条 第 31 項（津波避難施設等）	0 8 0					0	1	2	0			
法 附 則 第 15 条 第 39 項（浸水防止用設備）	0 9 0		2	3		0	2	3	0			
法 附 則 第 15 条 第 40 項（ノンフロン製品）	1 0 0		3	4		0	3	4	0			